

# 新外国投資法制の内容と特徴

## ～旧外国投資法制との比較において～

「どこがどう変わったのか？」

2013.5.21

MERAC (ミャンマー経済研究コンサルティング)

代表 江橋正彦

# 新旧外国投資関連法制の比較

## 1、旧外国投資関連法制

- ・1988外国投資法(Nov. 1988, SPDC)
- ・外国投資法の手続きに関する政府公告 (Notification 11/88)
- ・国営企業法(1989)
- ・土地・建物の取得に関する規則
- ・不動産譲渡制限法(1987)
- ・外国投資の可能な業種 (Foreign Investment Commission Notification No, 1/89)
- ・外国投資に関する土地使用の権利についての公告 (Notification No. 39/2011)
- ・外国投資に関する外貨についての公告 (Notification No. 40/2011)

## 2、新外国投資関連法制

- ・新外国投資法 (連邦議会法律 21号、Nov.2012)
- ・外国投資法施行令 (国家計画経済開発省 Notification No.11/2013)
- ・外国人投資家に許容された事業活動分野リスト (MIC Notification No. 1/2013)

# 新外国投資法制の特徴(1)

## 1. 外国人投資の可能な領域の拡大と制約

- ・MIC公告により、詳細な禁止・制限分野リストが明示されたため、以前よりも**透明性が増大**
- ・国営企業が事業展開している分野の多くが外資・民間に開放された
- ・デパート、スーパーなど商業の一部、病院、不動産開発、水運業が可能になるなど、その他、制限付きながら**多方面への外資の進出が可能に**

その反面、

- ・**伝統的な農業・水産業・畜産業、医療など一部の分野への外資規制が強まった側面もある**

## 2. 不動産へのアクセス

- ・民間の不動産に対するアクセスを許可。再賃貸、担保、譲渡等の処分行為を許容
- ・土地使用期間30年→50+10+10=70年

## 3. 投資インセンティブ強化

- ・免税期間3年→5年
- ・追加投資を行った場合の追加投資による建設期間中の部品等の輸入関税の減免
- ・輸出用に生産する製品の商業税を免除

## 4. 最低資本金(最低投資額)の事実上の撤廃

## 5. 合併時の最低出資比率、最高出資比率の弾力化

## 新外国投資法制の特徴(2)

### 6. ミャンマー国民の安全、経済、環境及び社会福祉に重大な影響を与える可能性のある投資活動は**国会の承認**が必要

\* 2015年以降の国会は与党が弱体で、国会承認が容易ではなく、国会が事実上、「外国投資の墓場」になる恐れがないではない。

### 7. ミャンマー人雇用義務を規定

- ・熟練技術者のミャンマー人比率を操業2年後に25%, 4年後に50%, 6年後に75%以上に
- ・専門職のミャンマー人従業員に外国人と同等の給与を支給すること  
( \*ミャンマー人の幹部登用の遅れを招く懸念も)

### 8. MICのメンバーにUMFCCIおよび民間専門家を大幅に追加

### 9. MICの裁量の余地の大きさ(法律の規定があいまいなため)

\* 今後も引き続き、法的枠組みの3要件、①透明性(transparency)、②予見可能性(predictability)および③一貫性(consistency) を満たす努力が不可欠

### 10. 国際条約優先規定

- ・ミャンマー連邦共和国が批准した国際条約や協定の規定に反する場合は、国際条約や協定の規定が優先され、それに従わなければならない。

### 11. ニューヨーク条約(「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」)に 2013年7月 15日より正式加盟

# 旧外国投資法制で外資に制限・許容された 事業活動分野(1)

## 1、民間への制限分野：国営企業が事業展開している下記事業(国営企業法1989)

- 1)チーク材の伐採、販売、輸出
- 2)植林・森林管理
- 3)石油・天然ガス採掘、販売、同製品の製造
- 4)真珠・ひすいなどの宝石の採掘・輸出
- 5)魚・海老の養殖
- 6)郵便・通信事業
- 7)航空・鉄道事業
- 8)銀行・保険事業
- 9)ラジオ・テレビ放送
- 10)鉱産資源の採掘・精練・輸出
- 11)発電事業
- 12)治安・国防上必要な製品の生産

## 2、所轄官庁の許可が必要な業種(MIC Notification No. 1/89)

- (1)ホテル業または家屋賃貸業
- (2)観光業
- (3)金融業

金融業には商業銀行、投資または開発銀行、ファイナンス会社、信用組合等が含まれる。中央銀行の許可が必要。

# 旧外国投資法制で外資に制限・許容された 事業活動分野(2)

- **外国投資の可能な事業分野** (MIC Notification No. 1/89)
  1. 農・畜産業、林業、鉱業
  2. 製造・販売:  
食品、繊維製品、個人用品、家庭用品、革製品、輸送手段(自転車、バイク、自動車など)及びその部品、建築資材、パルプ製紙、化学物質、化学製品、医薬品、鉄鋼製品、各種の機械装備及び設備、プラント及びその部品、宝石類の製造・販売業
  3. 建設: 建築業、機械設備等の設置業
  4. 運輸及び通信業
  5. 商業のうち、ホテル及び観光業のみ許容
  6. 国営企業法上、政府の承認を経て外国人と合併投資が許容された業種
- \* 上記した項目以外の場合にも、ミャンマーの国益に役立つと判断される場合、個別的に承認が可能

# 新外国投資法制で外資に許可される事業分野

## A. 外国投資適用対象外の事業分野

- 1、外国投資法で制限または禁止された事業(11分野)
- 2、内国人のみに許可された事業活動分野(42分野)
- 3、MIC通達で外国企業には投資が認められない分野(21分野)
- 4、「既存の法律で規定され、新外国投資法で規定されていない事業分野」  
(新外国投資法47条)としての**銀行及び保険業**(国営企業法1989参照)

## B. 条件付きながら投資可能な事業分野

- 1、ミャンマー企業との合併によってのみ認められる分野(42分野)
- 2、特定の条件(事業の所管省による意見書や連邦政府の承認などが求められる)のもとで認可される分野(115分野)
- 3、特定の基準の条件のもとでのみ許可される分野(27分野)
- 4、環境アセスメント(EIA)が認可の条件となる分野(34分野)

## C. A, B以外の事業分野は自由、100%外資も可能

# 100%外国人投資可能分野

MIC公告に明記された分野を除き、外国人の100%投資が可能

—外国人投資法第9条(a)、施行令第17条(a)



具体的には、

(1) MIC公告のうち、禁止分野および合併必須分野を除く分野

(2) MIC公告にまったく明記されていない分野

\*ただし、国営企業法及びその他個別法令のうち、外国投資法と背馳しない範囲で禁止している業種（たとえば銀行/保険業：国営企業法、自動車・バイク：商業省の法令）は除く —(外国人投資法第47条)



# 新外国投資法制で制限・禁止された事業分野(1)

## 1、外国投資法で制限または禁止された事業(2012年連邦議会法律 21号 外国投資法第4条)

- (a) 国内の民族の伝統的文化、習慣に影響を与える可能性のある事業
- (b) 公衆衛生に影響を与える可能性のある事業
- (c) 自然環境および生態系に被害を与える可能性のある事業
- (d) 国内に危険または有害廃棄物を持ち込む可能性のある事業
- (e) 国際協定における危険な化学物質を製造する工場または使用する事業
- (f) 施行規則により規定される国民が行うことができる製造業およびサービス業
- (g) 外国において試験中または使用許可を得られていない技術、医薬品、機器などを持ち込む可能性のある事業
- (h) 施行規則により規定される国民の行なうことができる耕作農業ならびに短期的および長期的農業
- (i) 施行規則により規定される国民の行なうことができる畜産業
- (j) 施行規則により規定される国民の行なうことができるミャンマー海洋漁業
- (k) 連邦政府の許可に基づき経済区域として指定された地域以外の国と外国が接する境界から10マイル以内で行なう外国投資事業

ただし、上記制限・禁止された上記投資事業について、MICは連邦政府の同意により許可を与えることができる。

# 新外国投資法制で制限・禁止された事業分野(2)

## 2、内国人のみに許可された事業活動分野(42分野)

(NPED Notification 11/2013)

サービス業	<ul style="list-style-type: none"><li>• 伝統医薬処方民間クリニック</li><li>• 伝統医薬処方のための取引</li><li>• 伝統医薬処方のための研究、開発、実験サービス</li><li>• 救急車サービス</li><li>• 老人の健康管理</li><li>• 鉄道関連ビジネス（食堂、貨物運送、清掃・修理、線路整備など）</li><li>• エージェント・ビジネス(ブローカー)</li><li>• 10メガワット以下の電力生産</li><li>• ミャンマー語、その他民族言語で出版する週刊誌、その他出版/印刷業</li></ul>
工業	<ul style="list-style-type: none"><li>• 天然山林の維持及び管理</li><li>• 伝統医薬品の生産</li><li>• 深さ1,000フィートまでの石油掘削</li><li>• 中小規模の鉱業</li><li>• 伝統医薬草の栽培及び育成(耕作を意味する。)</li><li>• 鉄鋼半製品の生産、鉄材廃棄物の卸売り</li><li>• 伝統飲食と関連する産業</li><li>• 宗教及びその他関連商品(僧侶服、念珠を意味する。)</li><li>• 文化及び伝統商品、個人的な物品</li><li>• 手工芸品</li></ul>
農業	<ul style="list-style-type: none"><li>• 農業に対する小規模投資</li><li>• 現代的機械を使用しない農業</li></ul>
畜産業	<ul style="list-style-type: none"><li>• 畜産業に対する小規模投資</li><li>• 現代的技術を使用しない畜産業</li></ul>
漁業	<ul style="list-style-type: none"><li>• ミャンマー領海で海水魚、えび、その他領土内の海上生物操業</li><li>• 湖、内水面、海岸沿いでの操業</li></ul>

# 新外国投資法制で制限・禁止された事業分野(3)

## 3、MIC通達で外国企業には投資が認められない分野 (List A, MIC Notification No. 1/2013)

- (1) 防衛関連の軍需品製造および関連サービスの提供
- (2) 環境破壊に繋がるビジネス
- (3) 化学肥料法、種苗法、その他農業関連法に違反する製造業および農業
- (4) 海外から輸入した廃棄物を利用したビジネスおよび工場設立
- (5) オゾン層の破壊等につながるような禁止物質の生産およびビジネス
- (6) 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約により禁止されている有機物質の製造
- (7) 海外から中古工場や中古設備を輸入し、環境保護法および細則で禁止され、周辺的环境に影響を及ぼすような危険物質を製造するビジネス
- (8) 自然林の保護および管理
- (9) ヒスイ等の宝石の試掘、探掘、生産
- (10) 中小規模の鉱物製品の製造
- (11) アスベストでできた建築資材の製造および流通販売
- (12) 電気配電網の管理
- (13) 電気の商業取引
- (14) 電気関連の点検サービス
- (15) 環境や健康汚染に繋がる化学物質(MTBEやTEL等)を輸入、生産、使用するような精製事業
- (16) 人体、公衆衛生に影響を与えるような汚染物質の生産・排出
- (17) 川などでの金を含む鉱物資源の探掘
- (18) 航空交通管制サービス
- (19) 航海交通管制サービス
- (20) 印刷業とメディア事業の一体運営
- (21) ミャンマー語を含む固有の言語での雑誌等の印刷および出版

# 新外国投資法制で制限・禁止された事業分野(4)

## 4、ミャンマー企業との合弁によってのみ認められる分野(42分野)

(List B, MIC Notification No. 1/2013)

・ ハイブリッド種子の生産及び流通	・ 各種の工業用化学ガス(固体型、液体型、気体型)の生産、流通及び販売
・ 固有種子の滅菌、生産及び流通	・ 医薬製品原料の生産
・ ビスケット、ウェイパー、マカロニ、ベルミチェッリ、乾麺、細い小麦そばなど、農業基盤食製品の生産及び流通	・ 先端技術ワクチンの生産
・ 飴、ココア、チョコレートなど、各種の菓子類の生産及び流通	・ 工業用原材料の探査及び試掘(Exploration and testing)、採掘と関連する活動
・ 牛乳と乳製品(dairy product)を除くその他食製品の生産、缶詰製造及び流通	・ 大規模な(Large Scale)鉱物採掘
・ 麦発酵及び麦発酵飲料の生産及び流通	・ 建物の建設、橋梁建設用の組立て式構造物及び既成コンクリート製品の製造
・ アルコール、お酒、飲料、無アルコール飲料の製造、ブランディング、蒸留、ボトリング及び流通	・ 橋、高速道路、高架型橋、地下鉄路の建設、運送手段の開発のための活動
・ 各種の氷(ice)製品の生産及び流通	・ 国際的なゴルフクラブ、休養地の開発及び建設
・ 浄水事業	・ コンドミニウム・アパートの建設、分譲、賃貸
・ 各種の綿糸(cotton threads)製品の生産及び流通	・ 商業用建物及び事務所の建設、分譲、賃貸
・ 各種のめっき製品及び陶磁器、マグカップ、皿、スプーン、ナイフ、フォーク製品の生産及び流通	・ 工業地区の住宅建設、分譲、賃貸
・ 各種のプラスチック製品の生産及び流通	・ 公共住宅(affordable housing for the public)の開発
・ ゴムとプラスチックの生産	・ 新地域区(township)の建設及び開発
・ 包装業(packaging)	・ 国内航空運送サービス
・ 革(合性革を除く)及び革を素材とする靴、ハンドバックなどの革製品の生産及び流通	・ 国際航空運送サービス
・ 各種の紙製品の生産、流通及び販売	・ 船舶を使用する乗客・物流運送サービス
・ カーボンペーパー、ワックスペーパー、化粧紙など、紙と板紙製品の生産及び販売	・ 造船所での船舶の製造及び修理
・ 内陸天然資源を使用して生産した化学製品の生産、流通及び販売	・ 内陸連携輸送基地(inland container depot)の建設、荷役(river port)サービスのための倉庫(warehouse)の建設
・ 可燃性固体・液体・ガス及び噴霧材(aerosol)、アセタレン(アセタレン、ガソリン、プロパンガス、ヘアスプレー、香水、デオドラント、スプレー殺虫剤)の生産、流通及び販売	・ 新鉄道客車(train carriages)の製造及び新機関車(locomotive)の製造
・ 酸化化学製品(酸素、過酸化水素)、圧縮ガスを放出する製品(アセトン、アルゴン、水素、窒素、アセチレン)の販売	・ 私設病院(clinics)及び私設伝統病院(private specialist traditional hospitals)
・ 腐食性化学製品(硫酸、硝酸)の生産、流通及び販売	・ 観光(tourism)

# 新外国投資法制で制限・禁止された事業分野(5)

## 5、特定の条件のもとで認可される分野(List C, MIC Notification No. 1/2013)

### 1) 特定の条件(事業の所管省による意見書や連邦政府の承認などが求められる)のもとで認可される分野 (115分野)

#### (1) 農業灌漑省(7)

種の生産・流通、肥料の生産・流通、農薬製造・再包装、農業の研究開発企業、農機具の製造、穀物生産・同関連事業、近代的農地開発

#### (2) 畜水産省(5)

はちみつ製品生産、魚網製造、魚のセリ市場・漁港の建設、水産物のラボテスト、淡水・海水魚の養殖

#### (3) 環境保護・森林省(18)

国立公園造成、木材関連の製造・サービス、エコツーリズム、CO2削減関連事業、木材生産のための森林地区の長期リース、遺伝子組み換え農産物の輸入、林業関連機械・農薬の輸入、商業規模の林業関連技術の開発、森林プランテーション・再販目的の硬木・ゴム・竹・茎のプランテーション、木工加工・木材関連産業、木材関連品の内販及び輸出、林業分野の技術・人材・R&Dの開発、森林地区の鉱物資源の採掘、植物種および動物種の輸出入、製材事業(外資25%上限)、木材半製品の生産(外資35%上限)、林業関連の資本集約的・ハイテク生産活動(外資49%上限)、木材の輸出

#### (4) 鉱山省(5):

鉱物の探索・調査・採掘、大規模鉱物資源開発、レアアース・戦略的鉱物・放射性鉱物・宝石などの生産・販売、真珠生産、御影石・石炭などの原石の輸出

#### (5) 工業省(10):

植物・動物油脂および油かすの生産・流通(最低80%国産原料使用)、ソフトドリンク・その他飲料の生産・流通、グルタミン酸ソーダの生産、たばこ生産(90%輸出)、香水・化粧品生産、爆発物の生産・流通(政府との合弁のみ)、チタン粉末・硫化カリウム・リン酸カルシウムの生産と流通(政府との合弁のみ)、ペンキ・ワニス・染料・溶剤・各種アクリルの生産と流通(外資は70%以下)、ワクチンの生産・流通(政府との合弁のみ)、海外原料を使用した化学品の生産・流通

## 新外国投資法制で制限・禁止された事業分野(6)

### (6) 電力省(1)

水力・石炭火力発電所による発電と売電の事業(政府との合弁またはBOT)

### (7) 運輸省(23)、

空港建設・乗客ラウンジ・サービス提供、民間航空の訓練サービス、航空機修理・整備サービス、航空輸送のマーケティングとサービス、コンピュータ化システムによる航空券販売、乗務員なしの航空機チャーター、乗務員付の航空機チャーター、航空貨物、航空輸送のための積荷作業サービス、航空ケータリングサービス、小規模の航空機整備、到着・出発のグランドワークサービス、荷物ハンドリングのグランドサービス、出発・到着のための各種サービス、エアラインへの物資補給、航空機へのグランドサービス、航空機部品のマーケティングと販売、海洋研究訓練サービス(政府との合弁、最低投資額100万ドル以上)、外国海運会社への代理店サービス、港湾ターミナル(政府との合弁)、内陸水運関連サービス、上記関連ビジネスおよび建設事業

### (8) 通信・情報技術省(2)

国内・国際郵便サービス、通信ネットワーク・サポートサービス

### (9) エネルギー省(5)、

石油および石油製品の輸入・流通、石油・ガスの採掘・掘削・生産と生産プロセス段階の各種活動  
石油・天然ガスのラポテストサービス、石油化学施設の建設、石油・天然ガス・同製品の輸送・貯蔵・流通・販売

### (10) 保健省(12):

私立病院・クリニック、政府との合弁の私立病院・クリニック、政府及び外資の病院・クリニック、民間の診断ラボ、医薬品・医療器具の生産、ワクチンの開発・生産および臨床実験プロセス、医科大学などの医療訓練、医療目的の分析、生薬の貿易、生薬のプランテーションと流通、生薬の研究と実験、生薬の生産

### (11) 建設省(6)

オフィス/商業ビルの建設・賃貸(BOTで外資100%可能)、建築設計・コンサル、建設業及び機械・同部品修理・仲介業、建築プレハブ材料の生産、災害に強いビルの建設とその関連技術

### (12) ホテル観光省(3)

旅行代理業、スパ、外国人対象のカジノ

### (13) 情報省(18):

外国語による定期刊行物、社会科学に係る出版、自然科学にかかる出版、応用科学にかかる出版、文化・芸術にかかる出版、ミャンマー語および少数民族語にかかる出版、FM放送、DTH事業、DVT(2)事業、ケーブル・IPTV事業、映画製作、映画以外の編集・記録、映画館、映画訓練学校、映画関連材料のレンタル業、映画スタジオ、DVD、VCD、ブルーレイ再生事業、映画・テレビ・プロダクションと配給

# 新外国投資法制で制限・禁止された事業分野(7)

## 2) 特定の基準のもとでのみ許可される分野(27)

- (1) 水牛、牛等の家畜飼育(GAHPおよびGMPに則ること)
- (2) 羊、ヤギ、鶏、豚等の家畜飼育(同上)
- (3) 動物飼料等の製造および販売(GMPに従い管理できること)
- (4) 家畜の病気予防・治療薬の製造(動物ワクチン、治療薬向けGMPのASEANガイドラインに則ること)
- (5) 酪農業(GAHPに則ること)
- (6) 牛乳および酪農製品の製造(乳加工施設のASEAN認証基準に則ること)
- (7) 食肉処理場(GMPに従いHACCPシステムに則ること)
- (8) 食肉加工(ASEAN認証基準に則った加工場にて、密閉封鎖されたコンテナの食肉で製造)
- (9) 牧畜場用設備の製造(GMPに則ること)
- (10) 養鶏場(商業養鶏場用のバイオセキュリティ管理マニュアルに従いGAHPおよびGMPに則ること)
- (11) 肉牛繁殖(GAHPに則ること)
- (12) 淡水および海水のエビ養殖(環境を害さない手法に則ること)
- (13) 石炭の探査、採掘(国家との合弁のもと執り行う)
- (14) 伝統的な家庭薬以外の薬の製造(最低限、WHO、GMP基準に則ること)
- (15) ワクチン、睡眠薬、向精神薬以外の薬の製造および販売(最低限、WHO、GMP基準に則る)
- (16) 法律により認められた建物の建設および修復  
(ASEAN相互承認枠組み協定の規範と基準に則ること。ミャンマー国家建築基準に則ること)
- (17) ホテル(三ツ星以上のホテルのみ100%外資を認める。残りはJV)

## 新外国投資法制で制限・禁止された事業分野(8)

- (18) 海外から必要な原材料を輸入し農産物を生産すること、また、それらの国内での販売および輸出高付加価値商品の生産のみ認める。JVの場合はミャンマーのローカル企業側が最低40%の出資要す
- (19) 小売り(小規模小売の形態には参入できない。スーパーマーケット、デパート、ショッピングセンターの形態は認められる。ただし、ミャンマーローカル企業による既存店舗から近接した場所では開店できない。国産の商品を優先的に購入し販売すること。JVの場合はミャンマーのローカル企業側が最低40%の出資要す)
- (20) 四輪自動車、二輪オートバイを除く小売り  
2015年以降のみ認める。最低300万米ドル以上の投資とすること。免税措置なし
- (21) フランチャイズ(外国企業はフランチャイザーとしてのみ認められる)
- (22) 倉庫  
中小規模の倉庫業は認められない。JVの場合はミャンマーのローカル企業側が最低40%の出資を要す
- (23) 卸売り(商業省の見解に従う)
- (24) 代行業務サービス  
事務所スペースは賃貸だけではなく) 自社ビルを建設することができる。ミャンマー国民をスタッフとして採用すること
- (25) その他の小売り  
デパートとハイパーマートは50,000ft<sup>2</sup> (4,645m<sup>2</sup>) 以上、スーパーマーケットは12,000ft<sup>2</sup> (1,115m<sup>2</sup>) から20,000ft<sup>2</sup> (1,858m<sup>2</sup>) の面積を要す
- (26) その他の食品、飲料(アルコール含む)、ミャンマーたばこ等の小売り: 店舗面積: 2,000ft<sup>2</sup> (186m<sup>2</sup>) から4,000ft<sup>2</sup> (372m<sup>2</sup>) まで
- (27) 外国語の各種雑誌(JVの場合はミャンマーのローカル企業側が最低51%の出資をすること。2/3以上の取締役、主要なスタッフはミャンマー人でなければならない。100%外資による出資の場合は、そのオーナーは外国出版社か印刷会社を所有していなければならない)。



# 小売業をどう解釈するか？

## 小売りは合併でないためか？

- A. スーパーマーケット、デパート、ショッピングセンター
  - ・**100%出資可**。ただし、ミャンマーローカル企業による既存店舗から近接した場所では開店できない。
  - ・国産の商品を優先的に購入し販売すること。JVの場合はミャンマーのローカル企業が最低40%の出資をすること。
  - ・デパートとハイパーマートは**50,000平方フィート(4,645㎡)**以上、スーパーマーケットは**12,000平方フィート(1,115㎡)**から**20,000平方フィート(1,858㎡)**の面積を要す。
- B. (家電製品などの)小売り(四輪自動車、二輪オートバイを除く)  
2015年以降のみ認める。最低300万米ドル以上の投資とすること。免税措置なし。
- C. 食品、飲料(アルコール含む)、ミャンマーたばこ等の小売り  
店舗面積:**2,000平方フィート(186㎡)**から**4,000平方フィート(372㎡)**までを許可。
- D. 四輪自動車、二輪オートバイの小売り  
商業省など既存の法令の規制を受ける
- E. フランチャイズ  
外国企業はフランチャイザーとしてのみ認められる。

# ミャンマーの小売業をめぐる政策矛盾(1)

## ～日本の大店法規制～

- 戦後、日本は多くの雇用が依存している中小小売業者を保護し、正常な発展を図るため、いくつかの産業政策をとってきた。
  - 1) 1956年 百貨店法  
同一店舗で床面積1,500㎡以上の大型店の増設に当たっては通産大臣の許可が必要
  - 2) 1973年 大店法(「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」)  
中小小売とより競合する大手スーパーの登場がきっかけ
  - 3) 1978年 大店法改正  
第1種大規模小売店(1,500㎡以上)(政令都市では3,000㎡以上)  
第2種大規模小売店(500㎡以上)  
第2種大規模小売店は都道府県知事が届け出を受理、大規模小売店舗審議会に諮る必要。
  - 4) 1982年 通産省による「大型店出店抑制措置」(1987年撤回)
- これらの保護措置は、同時に米国資本などの外資からの保護という側面も持っていた。

## ミャンマーの小売業をめぐる政策矛盾(2)

### ～ミャンマーは大資本を奨励～

- ・ミャンマーは外資に対して100%出資を認め、しかも
  - 1)デパートとハイパーマートは50,000平方フィート(4,645㎡)以上
  - 2)スーパーマーケットは12,000平方フィート(1,115㎡)～20,000平方フィート(1,858㎡)の面積を要求している。
- ・外資には、国内の小売り大手資本ができない規模の投資分野のみへの参入を認める一方、国内大手資本の投資には何ら規制をしていない。

・この政策のもとでは、外国の大型店が参入するほか、国内大手のデパート、スーパーが乱立することで、国内の中小小売業者が淘汰され、失業が増大、社会問題が起きる可能性がある。

外国投資法および施行細則を作る過程で自国経済の現状を踏まえた産業政策を持たず、もっぱら、既得権層である国内の小売業界大手の意向が反映される結果となったことがその背景にある。

今後、小売業への外資や大手資本に対する規制がかかる可能性が高いとみるべきだろう。

# 新外国投資法制で制限・禁止された事業分野(9)

## 3)環境アセスメント(EIA)が認可の条件となる分野(34)

(環境保護・林業省管轄)	(19) 大規模木材製造
(1)採鉱	(20) 大規模住宅建設
(2)石油、天然ガスの採掘	(21)大規模ホテルおよびリゾート施設の建設
(3)大規模ダムや灌漑施設の建設	(22)歴史、文化、考古学、化学、地理学に関連する記念施設の運営
(4)水力およびその他の大規模発電事業	(23)浅水域での事業
(5)石油・天然ガスパイプラインの敷設、および、送電塔の建設	(24)生態系の影響を受けやすい地域での事業
(6)大規模農園	(25)国立公園、自然林保護地域での事業
(7)大規模橋梁・高架道路・高速道路・地下鉄・港湾設備・空港等の建設 および、用水路・大規模乗用車や造船の製造	(26)生存危機に瀕している動植物に関する事業
(8)化学品および殺虫剤の製造	(27)自然災害のリスクが高い地域での事業
(9)バッテリーの製造	(28)一般向け飲料用水に利用される川、池、貯水池から至近距離での事業
(10)大規模製紙用パルプ工場	(29)レクリエーション地域、真珠養殖場から至近距離での事業
(11)大規模な綿製の織物用糸、織物、染色の製造	(30)広大な農地を必要とする農作物の栽培および生産
(12)鉄、鉄鋼、その他鉄鋼製品の製造	(31)大規模森林プランテーション
(13)セメント製造	(32)大規模木材産業
(14)蒸留酒、ビール等の製造	(33)大規模発電事業
(15)石油、その他燃料油、化学肥料、ろう、ワニス等を含む石油化学工場	(34)送電線建設
(16)製糖工場を含む大規模な食品加工工場	
(17)皮革製品、ゴム製品の製造	
(18)大規模な海水・淡水魚およびエビ養殖、大規模な畜産飼育	

## 新MICメンバーリスト(2013年5月3日現在)

President's Office Notification No.42/2013

- |   |   |          |    |   |                 |
|---|---|----------|----|---|-----------------|
| 1 | <b>U Win Shein</b>                              | Chairman | 7  | <b>U Win Khaing</b>                               | Member          |
|   | Union Minister, Ministry of Finance and Revenue |          |    | Chairman, Myanmar Engineering Association         |                 |
| 2 | <b>U Win Tun</b>                                | Member   | 8  | <b>Daw Mya Thuzar</b>                             | Member          |
|   | Union Minister, Ministry of Environmental       |          |    | Technician (DICA)                                 |                 |
| 3 | <b>U Zeya Aung</b>                              | Member   | 9  | <b>Daw Khine Khine Nwe</b>                        | Member          |
|   | Union Minister, Ministry of Rail Transportation |          |    | Business Lady (UMFCCI)                            |                 |
| 4 | <b>Dr. Tun Shin</b>                             | Member   | 10 | <b>Dr. Kan Zaw</b>                                | Secretary       |
|   | Union Attorney General                          |          |    | Union Minister, Ministry of National Planning and |                 |
| 5 | <b>Dr. Aung Tun Thet</b>                        | Member   |    | Economic Development                              |                 |
|   | Economist                                       |          | 11 | <b>Thura U Thaung Lwin</b>                        | Joint Secretary |
| 6 | <b>U Nyunt Tin</b>                              | Member   |    | Deputy Minister, Ministry of Rail Transportation  |                 |
|   | Ambassador (Retired)                            |          |    |   |                 |

# 望ましい外国投資プロジェクト

## 以下の目的に合致したプロジェクト

1. 雇用機会の創出(所得向上・貧困削減)
2. 後発地域の開発(所得向上・貧困削減)
3. インフラの拡充(電力・エネルギー、上下水道、運輸、情報・通信など)
4. 輸出(とくに製造品の輸出)の拡大
5. 競争力のある輸入代替品の生産
6. 採算可能なパイオニア産業の創出(とりわけ、ハイテク、資本集約的プロジェクト)
7. 競争の促進によるサービス産業の近代化・効率化
8. 再生可能エネルギーの振興と省エネの推進
9. 人材育成
10. 多額の資金と高度技術を要する資源開発

出所)外国投資法・細則などミャンマー政府の文書から筆者が類推

# どちらを選択？

## MIC会社と会社法上の会社

### 外国資本の入った会社の2形態(従来同様)

- MIC会社：外国人投資法に基づき、MICの許可(租税減免の恩典)を得た会社
- 会社法上の外国会社：一般会社法によって設立(租税減免の恩典なし)

\*外国投資法上、外国人投資会社に対する租税減免の恩典などを除き、基本的な点においては、会社法上、大きな違いはない。

### 従来の基準(MIC 認可の必要性)

- ・ 製造業、不動産開発、ホテル：必ずMIC認可が必要  
(ある程度の土地が不可欠なプロジェクト)
- ・ その他サービス：投資家の選択による

### 新外国投資法

- ・ MIC公告で明記した事業分野は必ず外国投資法の適用を受けるため、MIC認可が不可欠(外国投資法第3条)
- ・ MIC公告に明記された事業分野以外は、会社法上の会社かMIC会社の中で選択可

# 外国投資の最低投資金

## 従来基準(MIC)

- ・ 50万米ドル(製造業、不動産開発業)
- ・ 30万米ドル(サービス、ホテル業)

## MIC公告1/2013

- ・ 海洋研究教育サービス(百万米ドル)
- ・ 小売業(自動車、バイクは除く。2015年以後、3百万米ドル)
- ・ これら以外に、金額基準を明記している業種はない。

- ・ 上記MIC公告上に明記された業種以外には、最低投資金基準がなくなった。
- ・ 実務上、最低投資金が要求されるかは、今後、注目を要す。



## MIC公告による制限・禁止分野に対する 外国人出資比率の上限

合併の場合の外資の上限比率は当事者間の契約による

(外国投資法第10条 ii)

しかし、



「外国人が、制限・禁止分野に内国人と合併で投資しようとする場合、外国人投資持分は80%を超えることはできない」(外国投資法施行令第20条)

MIC公告上のJV必須業種(MIC Notification No.1/2013)の場合にも適用される



MIC公告上、特定の条件の下で営為可能な業種において、  
JVの持分率、政府との合併必要如何などを別途言及している場合には、  
この別途基準に従わなければならない。

# 特定条件のもとで認可される事業分野の 合併の条件 (リストC, MIC Notification No. 1/2013)

事業分野	JV関連条件
製材業	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人持分25%</li> </ul>
木材半製品の生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人持分35%</li> </ul>
山林関連の資本集約事業/先端技術製品	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人持分49%</li> </ul>
レアアース、戦略鉱物、放射性鉱物、宝石、TNT/ニトログリセリン、硝酸アンモニウムなどの爆発性物質、可燃性物質などの化学物質の生産/販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府と合併投資</li> </ul>
ペイント、染料、シンナー、ラッカーの生産/販売ワニス	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人持分70%</li> </ul>
ワクチンの生産/販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府と合併投資</li> </ul>
水力/火力発電	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府と合併投資(BOT方式)</li> </ul>
海洋研究教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府許可後に合併投資(百万米ドル)</li> </ul>
外国船舶に対するエージェンシ/造船所/内陸水路関連活動/ その他運送関連建設など	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府と合併投資</li> </ul>
<b>事務用建物の建設/賃貸</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>外国人100%の場合、BOT方式</b></li> </ul>
ホテル	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>3星以上のみ外国人100%許容</b></li> </ul>
国内使用及び輸出用の穀物耕作、小売り/卸売り(スーパーマーケット、デパート、ショッピングセンター)/倉庫業	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>JVの場合、内国人40%以上</b></li> </ul>
外国語雑誌、定期刊行物の出版	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>JVの場合、内国人51%以上</b></li> </ul>

# 外国人の不動産に関する権利

## \* 外国人の不動産に対する権利

- 憲法上、すべての土地及びこれに付属する資源は国家の所有
- 原則的に外国人のみならず、ミャンマー内国人も土地所有権不可

## \* 不動産譲渡制限法(1987)

- 外国人は、土地、建物及び土地に付属した一切の事物(以下、不動産)に対し、売渡、購入、交換、譲渡することはできず、不動産に対する担保や贈与も受けることができない。
- ミャンマー内国人から不動産を賃借する場合には、1年未満の期間のみが許容される。政府から賃借する場合には30年まで賃借可能。



## \* 不動産関連法令の改正(2011年)

- 2011年9月30日 Notification No. 39/2011 : 政府以外の私人からも土地賃借が最初30年までの期間まで可能。以後、15年ずつ延長可能
- 賃借期間以外に従来の不動産譲渡制限法により、外国人の不動産購入や担保設定権利は制限



## \* 新外国投資法(17条)(31, 32条)および外国投資法施行令62条

投資委員会が定める条件に従い賃借または使用する権限を有する土地を使用することおよび投資許可書にかかる事業を遂行する土地建物を転貸しまたは担保に供することが可能に。

賃貸借期間は最初50年、それ以後、10年ずつ2回延長可能。許可を受けた事業に関する土地及び建物を、第三者に再賃貸、担保、譲渡、交換する場合、MICの許可を得なければならない

# 紛争解決

- 現在、仲裁に関する法律はビルマ法典第11巻に掲載されている Arbitration Act, 1944が存在。ミャンマーにおける紛争解決のための準拠法は、原則的に同法によることになる。
- ミャンマーは、ニューヨーク条約の締結国ではないので、日本で仲裁判断の執行はできないため、契約上の国外仲裁指定に実効性はない。
- 今年3月5日、国会で同条約に署名する決議をした。同条約に正式加盟する手続きを進めるほか、ミャンマーの現行法 Arbitration Act, 1944の必要な改正を年内に実施する見込み。

## \* 仲裁判断の国際的効力

仲裁判断の効力は、原則として、仲裁地国の領域内に限られる。しかし、仲裁には、外国の仲裁判断を国内で承認しこれに基づき強制執行することを許可する要件を定めた「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(通称ニューヨーク条約)がある。

この条約によれば、外国仲裁判断は、条約の締約国で、条約の定める極く限られた要件を充足しさえすれば、強制執行が許可される。

現在140カ国以上の国が締約国となっており、外国判決に比べて、外国仲裁判断の承認・執行ははるかに容易であるといえます。

# 注) その他の外国投資関連法(1)

ミャンマーの外国投資法制は先にあげた外国投資法、施行細則、MIC公告だけでは完結していない。とりわけ、以下のような関連法の影響を受ける。

**- The Myanmar Partnership Act (1932)**

Administers the partnership enterprises and registration of partnership.

Registration is optional for a partnership.

**- Transfer of Immovable Property Restriction Law (1987)**

This Law prohibits the transfer of immovable property from foreigners to citizens, and vice versa.

**- The Co-operative Society Law (1992)**

Reforms co-operative societies to be in line with the market economy.

**- The State-Owned Economic Enterprises Law (1989)**

Identifies areas of economic activities that shall be solely undertaken by the State sector.

**- Law Relating to Fishing Rights of Foreign Vessels (1989)**

Focuses on the conservation of marine and freshwater fisheries to enable systematic operation in fishery activities.

**- Law Relating to Aquaculture (1989)**

This Law encourages wider participation of foreign investors and it promotes exports in the aquaculture activity.

## その他の外国投資関連法(2)

- **Commercial Tax Law (1990)**

Replaces the commodity and services tax for better coverage of taxes.

- **The Central Bank of Myanmar Law (1990)**

Streamlines the monetary policy and extend banking services.

- **The Financial Institutions of Myanmar Law (1990)**

Intermediation on the money or capital markets.

- **Myanmar Marine Fisheries Law (1990)**

This is to encourage wider participation of foreign investors and to promote exports.

- **Fresh Water Fisheries Law (1991)**

This is to encourage wider participation of foreign investors and to promote exports.

- **The Private Industrial Enterprise Law (1990)**

Consolidates and promotes large, medium and small scale private industries.

- **The Tariff Law (1992)**

Streamlines the customs tariff rates.

- **The Forest Law (1992)**

Extraction of forest produce.

## その他の外国投資関連法(3)

- **Myanmar Hotels and Tourism Law (1993)**

Promotes the development of hotels and tourism industry.

- **The Myanmar Insurance Law (1993)**

Replaces the Insurance Business Law of 1975 and for wider coverage of insurance activities.

- **The Science and Technology Development Law (1994)**

Promotes science and technology and co-operation with research institutes and high-tech oriented organizations.

- **The Protection of Wild Life and Wild Plants and Conservation of Natural Areas Law (1994)**

Deals with the enforcement and implementation of policy regarding the protection of wildlife and natural plants and conservation of natural areas.

- **The Myanmar Mines Law (1994)**

This Law relates to the development of mineral prospecting and exploration works to enhance production of minerals and promotion of exports. It also aims to enforce and implement mineral resources policy effectively and also for environmental conservation

## その他の外国投資関連法(4)

### - Myanmar Citizens Investment Law (1994)

Promotes the inducement of domestic investment so as to lead to promotion of production and exports by the private sector.

### - Myanmar Pearl Law (1995)

Implements the policy of the Government relating to pearl production and marketing. It also encourages and supervises the development of pearl production, and protects and conserves water area of oyster fishing grounds from destruction and oysters from extinction.

### - Myanmar Gems Law (1995)

The Law promotes the development of gems and jewelry market in Myanmar, while at the same time enforces and implements the policy to regulate the trading of precious stones.

### - The Insurance Business Law (1996)

Facilitates wider coverage of the insurance business in Myanmar to meet the growing demand for more sophisticated insurance needs of the country.



# 様変わりの中のミャンマーの投資環境

- ミャンマーの投資環境は2011年3月末のテイン・セイン政権発足以降大きな改善を見ている。
  1. 為替レート統一の実現
  2. 輸出ファースト政策の廃止
  3. 輸入制限の削減と輸出入ライセンス品目の大幅削減
  4. 輸出関連税(8%の商業税と2%の所得税)の削減
  5. 外国送金、外国からの外貨送金、外貨引出しの容易化
  6. 会社登録手続きの簡素化
  7. インターネット環境の大幅改善
  8. 外資による土地使用へのアクセスを実現
  9. 政策・制度変化に対する透明性の著しい改善 など
- 1) 欧米諸国の経済制裁の撤廃・緩和、2) ASEAN経済共同体などASEANへの統合の進展、3) 国内の民主化・経済改革への取り組みがその背景にある。
- 他方、電力、水、通信、輸送などのインフラは依然として問題。また、土地、オフィス賃貸料、ホテル料金の異常な高騰は新たな問題となっている。

# ミャンマーの投資環境上の問題点の過去と現在

- 1、多重為替レートの弊害 (赤字はすでに解消されつつあるもの)
- 2、輸出獲得外貨を対価とした輸入許可制度
- 3、外国投資参入障壁(貿易業、サービス業、銀行・証券・保険など。  
最低投資額:製造業:50万ドル、サービス業:30万ドルもネックに)
- 4、貿易業ライセンスの新規供与および更新が2002年以降凍結
- 5、配当送金の遅延
- 6、輸出関連税10%(商業税8%、所得税2%) 現在は商業税削減など改善の途次にある
- 7、輸出入ライセンス取得のコスト負担と輸入ライセンスの有効期限
- 8、輸入制限(自動車、機械、その他部品の輸入ライセンス取得不能)
- 9、インフラの未整備(とくに電力、通信、物流)
- 10、貿易投資にかかる政策・制度変更の公示の遅滞
- 11、金融・銀行決済システムの不備
- 12、米ドル建てミャンマー向け送金の不可(米国の制裁による)
- 13、外国人に不利な2重価格制度
- 14、民間の土地へのアクセスと使用权の譲渡不可
- 15、投資認可・会社登録手続きの遅れ
- 16、通関手続きの遅滞(改善傾向にある)
- 17、各種統計の不備

# 対ミャンマー投資有望業種例

## (輸入代替型製造業)

たばこ、ビール・ウィスキー、清涼飲料・ポカリスエットなどスポーツドリンク、健康飲料(ヤクルトなど)、2輪車組み立て、木材加工(特殊加工)、簡易家電製品(エアコン・冷蔵庫・洗濯機など)の組み立て、セメント、グルタミン酸ソーダなど

## (労働集約的輸出産業の有望業種例)

衣類、手織物、履物、木工製品、家具、プラスチック製品、スポーツ用品、皮革製品、電気・電子部品、ワイヤーハーネスなど労働集約的な自動車部品、台所用品、手工芸品、食品(みりん、酒、漬け物、せんべい)、水産加工品(ペットフード缶詰など)、鉱産加工品(大理石、宝石)、陶器、野菜の種子開発、有機肥料など

## (サービス産業)

近代的病院、医療検査センター、自動車修理、自動車修理学校、各種技術訓練学校、人材派遣、ITソフト開発、内陸水運、宅配便、コールドチェーン(特に海産品)、建築・設計、小売り業(各種専門店)など

## (インフラ建設・運営)

発電、上下水道、携帯電話、通信、ゴミ処理、港湾、駐車場など